

ふれあいバスの実証運行業務委託に関するプロポーザル審査委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、ふれあいバスの実証運行業務委託に関するプロポーザル方式による事業者の選定について、厳正かつ公平に審査するためのふれあいバスの実証運行業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、当該業務にふさわしい事業者を選定し、その結果を印西市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

- （1）提出された企画提案書の評価
- （2）プロポーザルの評価及び事業者の選定
- （3）その他事業者選定の実施に関し必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

（委員長）

第4条 委員長は、協議会の会長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

（守秘義務）

第7条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

